

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

令和3年度決算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

令和3年度 地方消費税交付金(社会保障財源分)

237,032 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	302,458	106,140	4,100	7,916	184,302	237,032
	福祉医療費支給事業	124,622	29,453		1,983	93,186	
	児童福祉事務事業	22,069	1,189			20,880	
社会保険	後期高齢者医療事業	338,002	54,340		3,687	279,975	
	老人福祉事務事業	313,402	19,838		2,020	291,544	
	保健衛生事業	129,017	71,734			57,283	
保健衛生	感染症予防事業	52,570	3,068			49,502	
	保健事業	21,560	761			20,799	
	母子保健事業	14,791	558			14,233	
合計		1,318,491	287,081	4,100	15,606	1,011,704	